

岩崎デイサービスセンター パート介助員 労働条件

契約期間	1. 期間の定め有り（令和7年4月1日～令和8年3月31日） 2. 契約の更新の有無 →更新する場合があります 3. 契約の更新は次により判断する ・ 契約期間満了時の業務量 ・ 経営状況 ・ 基準評価表を満たしていること
就業の場所	岩崎デイサービスセンター
業務内容	通所介護介助職員 （入浴介助、トイレ介助、活動の介助、送迎介助など）
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1. 始業と終業の時刻等 始業 8：30 終業 17：30 （8時間） 2. 休憩時間 3. 時間外労働の有無 有り得る 4. 休日労働の有無 有り得る
休日及び勤務日	・ 休日 所定休日は日曜日とする 年末年始の休日は 12／30 から 1／3 とする ・ 勤務日 週 5 日とする。 勤務月の前月 28 日に勤務表により指定する。
休暇	・ 年次有給休暇 有 ・ その他の休暇 有給（忌引） 無休（病気休暇・介護休暇等）

賃金	- 基本賃金 時給制（1,077 円）無資格 （1,117 円）初任者研修修了者 （1,221 円）介護福祉士 ※愛知県の最低賃金以上とする - 諸手当の額または計算方法 ・通勤手当 無 ・時間外手当 所定時間外、休日労働に対して支払われる割増賃金率 所定時間外 法定超（25%） 所定超（0%） 休日 所定休日（35%） - 賃金締切日 毎月 31 日 - 賃金支払日 翌月 25 日 - 賃金の支払い方法 銀行振込 - 労使協定に基づく賃金支払時の控除 無 - 昇給 有 - 賞与 有 - 退職金 無
退職に関する事項	- 最高年齢 有（65 歳に達した年度の 3 月 31 日までとする） - 自己の都合による退職の手続きは、できるだけ退職する 30 日以前に届け出ること。 - 雇止めによる退職の手続きは、原則として 30 日前に予告する。 - 欠勤の期間が 2 ヶ月続いた場合は、当然退職とする。 - 行方不明の期間が 2 ヶ月続いた場合は、当然退職とする。
留意事項	- 社会保険の加入状況（厚生年金 健康保険） 適用 有 - 雇用保険の適用 有 - その他 ・試用期間あり（3 ヶ月間程度。業務水準に満たないと判断した場合は、雇用契約を解除することもあります） ・以上のほかは、本会の就業規定による
お問い合わせ・お申込み先	小牧市社会福祉協議会 岩崎デイサービスセンター 担当：荒井 電話（0568）71－8466